

MMRC
DISCUSSION PAPER SERIES

MMRC-J-82

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動
—日常娯楽の事業化への道—

首都大学東京 社会科学部研究科・経営学専攻
韓 載香

2006年5月



東京大学21世紀COE [整備済]
ものづくり経営研究センター

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

—日常娯楽の事業化への道—

首都大学東京社会科学部研究科・経営学専攻

韓 載香

2006年5月

1. はじめに

本稿の課題は、パチンコ産業発展に大きな影響力を与えた M 社を通して、パチンコホールがビジネスとして成り立っていく過程を明らかにし、1950年代に産業発展の礎石が築かれたことを検証することである。このような課題の意味は、パチンコ産業が今日 30兆円の巨大市場に成長したにもかかわらず、その要因がほとんど解明されていないという研究史上の空白を埋めることにある。

戦後、映画、スポーツなどが含まれる娯楽業のなかで「その他の娯楽業」に分類されることから出発したパチンコは、日本に固有な産業である。他国で禁止されていた事例を考えれば、「規制」がパチンコ産業の存立に決定的な意味をもつことはいままでのところ、巨大化にもかかわらず、競馬や競輪のように公的に認められたギャンブルではないが、「ギャンブル性」や脱税など陰の側面のみが浮き彫りになり、事業として成り立っている構造については明らかになっていない。しかし、1950年代から70年代までのパチンコの産業発展の道程が平坦だったわけではない。戦前以来のパチンコは、わずかな台数の移動式の営業形態が主であったから、1,000台のホールも珍しくない今日のような経営形態に注目すれば、その間の飛躍は、当然の成り行きといってすまされるような単純な話ではないだろう。本稿

韓 載香

では、パチンコ産業の胎動期、1950年代に注目し、規制のあり方に留意しながら、ホールがどのようにして利益を生み出し、事業として成立していったのかを明らかにする。ここでは、このような安定的な利益が確保できるようになっていく過程を、経営ノウハウの蓄積と考えている。

次に本稿の課題をパチンコ産業の発展史のなかで位置づけるために、1950年代について叙述しておこう¹。

パチンコ産業は戦後本格的に発展したが、1950年代前半にはパチンコホール数が異常とも言える勢いで増加していた（表1）。しかし、わずか5年の間に激減に転じたことから明らかなように、1950年代は産業発展史のなかで最も劇的な変化を遂げた時期であった。

表1 パチンコホール数

年度	ホール数
1949年	4,818
1950年	8,450
1951年	12,038
1952年	42,168
1953年	43,452
1954年	29,416
1955年	12,391
1956年	9,365
1957年	8,487
1958年	8,792

出所) 全国遊技業組合連合会『全遊連(協)25年史』1977年、307頁。

ホール数に表れるパチンコ産業の急激な発展と、その後の一転した不況は、業界の一般的な見方によれば、新しい体系の機械の出現と、1955年に実施された連発式禁止令の規制がホールおよびメーカーに与えた影響として理解されている²。しかしこの見解は、ホール数が1953年にピークを迎えていたことに注意すると、規制だけでは現象の激しさを説明できないという点で、部分的には修正される必要がある。この時代は、パチンコ産業の特徴を鮮烈に表しており、産業発展のために何が問題であったかを浮き彫りにした。本稿では、こうした視点から1950年代にパチンコ産業が急激に発展し、そして失速した要因を明らかにするため、産業・経営実態に即した分析を試みる。そこから、この時期にパチンコが事業とし

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

て定着し、これがその後の発展の礎石になったことを明らかにする。

以上の課題を果たすために、当時のパチンコ産業を代表するM社の成長と事業再編に注目する³。同社は、「パチンコ機械の販売業（下請工場でOEM生産）及び遊技場の経営」を事業内容として、1951年に設立された。戦前からパチンコ機械を作っていた創業者正村竹一は、機械の元祖といわれる正村式遊技機⁴を考案し、1949年から外販に乗り出した。同社は、1950年代半ばまでパチンコ機械の全国的な市場基盤をもち、経営の最盛期を迎えていた。1955年現在においては、『帝国銀行会社要録』に、パチンコ産業関連の有力企業と考えられる6社（機械メーカー2社、メーカー・ホール兼業2社、機械販売会社1社、パチンコ玉製造会社1社）の内に挙げられている⁵。

当該産業の代表的企業であるM社の成長と挫折、経営の再編過程は、1950年代の産業揺籃期の特殊性と、パチンコ産業の発展を規定し続けてきた規制の意味を明らかにする最適の素材といえることができる。

第1章 1950年代前半の産業発展： M社の成長を中心に

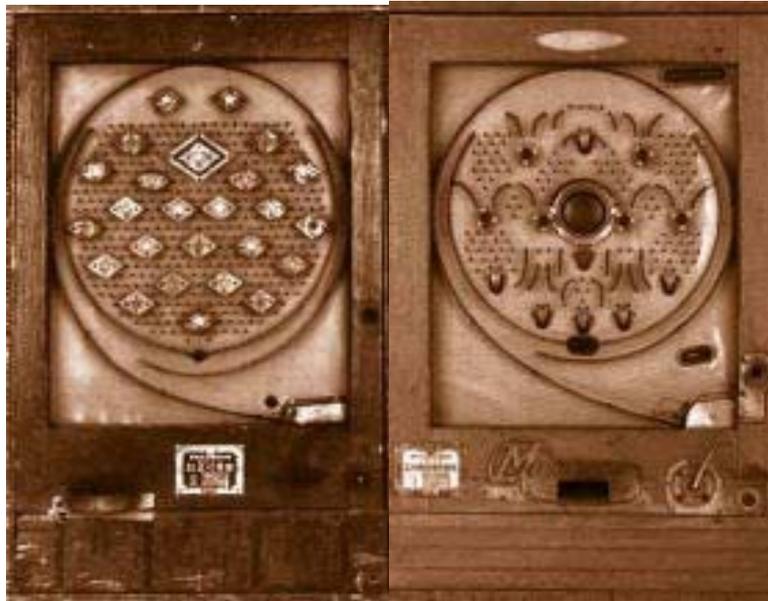
(1) パチンコ機械の改良と猛烈な新規参入

表1にみられるパチンコ産業の急成長の原動力は、注目すべき機械の改良であった。パチンコ機械は1950年前後に正村ゲージ、連発式機械などが考案され、小物といわれた戦前以来の体系から、発展の基盤となる戦後の機械体系への飛躍を成し遂げた。

正村ゲージは、本稿で取上げるM社の創業者、正村竹一によって、1948年に考案された。表盤面の釘の打ち方において新しい時代を切り開いた正村ゲージは、今日に至るまで基本的な構造が殆ど変わらないデファクト・スタンダード・デザインとして定着したものである⁶。これがもたらした変革は、戦前以来の機械がもつ偶然性の要素に技術的介入を可能にしたことであった。数百個のクギをほとんど同間隔で配置した小物（ 1 [左])の場合、入賞穴に玉が入ることはまったく偶然の結果であり、また時間も要した。これに比べて正村ゲージ（右）は、釘の打ち方にある種的设计を与えて玉の流れる道を考案したものであった。その設計によって、玉がある道に辿りつけば入りやすくなり、スピードアップ（発射から入賞かファウルかの結果が出るまで、6秒の小物より約1/2~1/3に短縮）によるスリルなど娯楽性の向上が図られた。入りやすくなっただけではなく、外のルールを通して弾きだされる玉は、打ち方の強弱によって、天井側の四つ穴（天釘）のいずれかを定め打ちできた。定まった釘に当たるよう正確に打てる技術が求められた。正村ゲージがもたらしたのは、客にとっては玉の通る道の読み方と、打ち方の技術的向上によって入賞の可能性が高められる、店にとっては玉の動きをスピードアップしたことで時間当たりの発射玉数が増加する（従来に比べて

機械の総稼動時間を増やす効果をもたらす)、というものであった。

図1 1946年(昭和21年)戦後のパチンコ機(左)
／1949年(昭和24年)正村ゲージ(右)



次に、裏構造の改良として、オール物 10・15 (1950 年) および機関銃式速射機 (1952 年末) と循環式速射機 (1953 年) の考案に注目できよう⁷。従来は、入賞しても 1 個から多くて 3 個を出せる程度の素朴なものであったし、複数の玉は大当たりといわれる特定の穴でしか出せないメカニカルな限界をもつものであった⁸。1950 年に開発されたオール物 10・15 によって、入賞口の全てに対して 10 個 (オール 10) まで払い出せるようになった。この払い出しの構造に、発射の都度自動的に次の球が発射位置に出る連発装置を加えた機関銃式の登場によって、連続発射と連続入賞が可能になった。さらに、1 分間に 160 から 180 発が自動発射される循環式は、射倖性を著しく高める結果となった。パチンコのブームをもたらしたこれらの連発式機械は、発射数と入賞玉の増加に合わせた玉の供給と払い出し構造の改良などの技術的発展⁹ を伴いながら、時間当たりの発射数を増加させた。

以上のように、偶然的な要素をある程度抑制するようになったことは、客とホール両方に、それぞれ娯楽と事業の上でのコントロール可能性を切り開いた。これに、パチンコ機械の玉の発射と払出し構造の技術発展が加わり、景品の交換における高割引率の設定によってしか成り立たなかった縁日の娯楽業から、「手ごろな値段」で楽しめる事業としての娯楽業に転換できる条件が整った。

1950 年を前後として正村ゲージ、連発式機械がもたらしたパチンコの人気は、長蛇の列

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

をつくる客の反応として直接表れ、パチンコホールの増加に反映された¹⁰。その増加には目をみはるものがあった。取締が厳しい地域であった東京都でもその様子が確認できる。1951年9月頃であるが、「1日30件近いものの申請があり」¹¹という勢いであった。「9月10日現在、東京警視庁圏内の遊技場の総数は…パチンコ1294、麻雀1147、玉突155、スマート142。此の後も依然としてパチンコの新規開業申請は後を絶たず全体の約8割を占めて」おり、「本年一杯には3000軒に近くなるものと見られる」という予想も遙かに上回って新規開業4,231軒、廃業416軒で、前年385から一気に4,200軒へと10倍以上に急増した。更に、1店舗当たり100台くらいの大資本のものが多くなっていた¹²。

このようなパチンコの隆盛は同時代的にも注目されていた。パチンコホールの売上高は、専売公社が1952年度のタバコ売上増加に基づいて推定したところによると、年間700億ないし800億円であった¹³。これは、当時公共ギャンブル第1位であった競輪の同年売上高570億円を上回る規模であったから、パチンコは復興期においてギャンブル性をもつ最大の娯楽産業であったといえよう。名古屋に集中しているメーカーに機械の注文が殺到し、愛知県の国鉄笹島貨物駅の取り扱い件数で、筆頭はパチンコ機械であったという¹⁴。

(2) パチンコ産業の隆盛とM社の成長

パチンコホールが事業として成り立つために、毎日の釘調整は重要な経営条件であった。この釘調整は、パチンコ機械に技術的介入が高まったことと、台数が増えていくことに伴って、ますます重要になった。釘調整においては、ホール全体の釘の開け締めバランス、過去のデータに基づく調整のみならず、競争ホールとの関係や評判作りのための戦略的要素も重要になる。そして客に選択される機械の稼働率によって変わってくる台あたりの売上と釘の調整にずれが生じた場合、その結果は翌日の調整に反映される。このように、釘調整とは、客の遊技に対するホールの日々の対応という、相互関係のなかで微調整されていく過程として理解することができる。釘調整によって決まる出玉率（客が借りた玉に対してホールが還元する玉数）のコントロールは、収益率に直接かかわってくる。このような釘調整は、資金という経営資源に関しており、新規参入を困難にする事実上の参入障壁であった。にもかかわらず、1953年までにパチンコホール数が急増した背景には、新規参入に加えて内部からホール数が増えていくメカニズムが存在したからである。第1に既存のホールが多店舗展開し、第2に釘調整の技術的ハードルを低くする情報がメーカーや既存のホールから伝播された。この様子をM社について具体的にみてみよう。

創業者正村竹一は戦前から、ガラス店を営みながら店の片隅にパチンコ機械を設置して副業としていた。終戦後パチンコを復活させ、新しい体系のパチンコ機械の試作に専念した。

韓 載香

試作品の段階に合わせて、47年から、正村ゲージと正村手動式オール物が完成した49年までに、共同経営の2軒（のちに相手方が引き受けて独立）、単独経営2軒を開店した。共同経営のなかの1軒は、相手方がパチンコに素人であったため竹一が釘調整など技術の面で協力したケースであった。1950年に単独経営店の5軒目を開業し、51年には、手動式の問題を克服して正村オール物が完成したのにあわせて、資本金150万円の出資でM社を設立した¹⁵。こうした組織整備のもとで、製造部門は下請けの第1工場として独立させ、M社は4ホールを経営しながらパチンコ機械販売に本格的に乗り出した¹⁶。

自作機械を設置したM社のホールは連日客に賑わい、その繁盛振りは正村機械の広告となって、ホール経営を希望する人々が次々と訪ねてきた。1951年頃から、正村機械を導入したホールには、各機械の球の放出量を記録した「統計表」を作成させ、それに基づいて竹一自ら釘の締め・開けを指導した¹⁷。そのなかでも弟子入りした人たちは、釘調整の技術を伝授され、正村機械の代理店として開業していった。正村が自ら資金供与を行って開店するケースもあった¹⁸。全国の弟子たちのホールには正村機械が設置され、正村機械の宣伝部隊としての役割を果たした。正村組と呼ばれるこれらの販売拠点¹⁹を中心に、1953年現在で、東京出張所をはじめとして、大阪、北海道、山梨県、京都市、神戸市、九州まで、販売網を築いていった。地域別の取引先を示した表2に見られるように、正村の機械は全国市場をもっていた。最大の市場規模をもつ東京の場合、売上高が年間6千万円以上であった。

表2 販売網（1954～57年）

地域	取引先	
	件数	比率
北海道・東北	16	5.6%
関東	19	6.6%
信越・北陸	19	6.6%
東海	111	38.7%
近畿	34	11.8%
中国	20	7.0%
四国	15	5.2%
九州・沖縄	18	6.3%
不明	35	12.2%
総計	287	100.0%

資料) M社、『売上元帳』（1954年～57年まで）より。

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

人気を反映する注文の殺到に、第1工場生産のみでは間に合わず、6つの下請け工場による生産で対応した²⁰。7つの工場は本社の近隣に立地し、注文の受注、代行店への納期などはM社が全て管理していた。「正村」というブランドとして販売されるM社の機械は、正村自ら品質管理、技術指導を行った。正村機械は、人気品で高いがすぐ壊れる、というものではなく、高価格・高品質のブランド品であった。繰り返される取引のなかで、ホールにとっては生産設備となる機械の品質管理と保証は重要であったため、正村は機械のブランドとしての名声を支える取り組みを確実に実行していた²¹。こうして作られる正村機械の卸価格は、7,000円を上回っており（後掲表7）1953年12月の最高級品の価格が7,000円から8,000円とされていたから²²、正村の機械は最高級品として販売されたと言ってよい。

この時期のM社の事業の中心は、全売上高の8割以上を占める機械の製造・販売業であった（表3）。収益率についても、1952年から54年まで平均3%弱の遊技場に比べて高く、3割程度であった。

表3 M社の収益構造（%）

	全事業収益額（1000円）				収益構成（%）			事業別収益／売上高（%）		
	機械販売	遊技場	旅館	合計	機械販売	遊技場	旅館	機械販売	遊技場	旅館
旧会社										
1952・8~53・7	99,291	5,745		105,036	88.6	11.4	0.0	29.9	13.4	-
1953・8~54・7	179,198	-5,151		174,047	88.1	11.6	0.0	32.1	-7.0	-
1954・8~55・7	63,757	714		64,471	82.6	16.6	0.0	21.2	1.2	-
1955・8~56・7	118	0		118	-	-	-	-	-	-
新会社										
1955・9~56・7	19,994	9,535		29,529	-	-	-	34.3	10.3	-
1956・8~57・7	19,144	15,964	1,987	37,094	25.3	71.1	2.5	36.6	10.9	38.6
1957・8~58・7	14,131	17,853	10,952	42,935	18.2	72.2	8.5	36.5	11.6	61.0
1958・8~59・7	11,488	15,735	19,151	46,374	15.9	69.8	13.4	33.3	10.4	65.6
1959・8~60・7	8,705	13,641	23,531	45,877	21.8	56.7	20.5	23.3	14.0	67.0
1960・8~61・7	10,812	16,849	25,379	53,040	24.2	51.3	23.4	26.3	19.3	63.8
1961・8~62・7	16,715	19,224	33,457	69,396	20.0	52.6	27.2	43.8	19.1	64.5
1962・8~63・7	11,282	21,549	36,082	68,913	16.4	31.3	52.4	36.3	20.2	66.4
1963・8~64・7	9,711	19,546	43,663	72,920	13.3	26.8	59.9	40.5	20.1	71.3
1964・8~65・7	6,125	13,377	43,968	63,470	10.4	46.0	43.7	41.8	20.6	71.3
1965・8~66・7	4,614	11,643	45,070	61,328	8.9	43.4	47.7	39.8	20.6	72.6

資料) M社「事業報告書」のうち、貸借対照表、損益計算書（旧会社第2期(1952年8月)~第5期、新会社第1期(1955年9月)~第11期まで）より

第2章 射倖性の高い機械とホール経営

(1) 激しい参入と退出

表1に見られるホールの激減をもたらした転廃業は、冒頭でふれたように、1955年4月

韓 載香

施行の連発式禁止令による影響と、これまで業界では認識されてきた。「1955年6月末全国件数12,391軒、前年同期より17,025の減、全国メーカー約80社、禁止直前のメーカー466社。」²³であり、「この数字を見ても、如何に業界に与えた打撃が甚大であったかがうかがえる」とする見方は大筋では間違っていない。しかし最多ホール軒数は1952年末であり、同令が発表された54年の前年において既に下降の傾向にあることにも注意する必要がある。開業が廃業を下回ってホール数が増加から純減に転じた分岐点は、53年上半期（1952年12月45,317軒、53年6月43,452軒）であった²⁴。したがって、禁止令の影響が大きかったのは言うまでもないが、1953年に入ってからのパチンコホール数の減少傾向に追い討ちをかけるかたちで業界を不況に追い込んだことになろう。勿論、規制前のホール数の減少と、規制後のそれとは、要因と経営的条件において質的に異なる。そこで、規制についての分析に先立って、まず、1953年からのホール数の減少に焦点を合わせて、その要因を考えることにしたい。

連発式によってパチンコ産業が不況に陥ったとする業界の見方は、それまで順調であった産業の実態面での成長に基づく評価であったように思われる。1954年までの産業成長は、市場拡大からみて明らかである。1954年のパチンコホールの売上高は、前年に引き続いて増加したとされ、推定25百億円（最大のギャンブル業種競輪の6倍）であった²⁵。出荷されたパチンコ機械台数については確認できないが、1954年までパチンコ機械が分類される「娯楽器及び販売機（パチンコ等）」の製造品出荷額が、53年に9億2175万円であり、54年にはその2倍にも達した²⁶。M社の販売台数も前年に比べて1954年に6割増でありながら、機械単価の値上がりは1割弱であった（後掲表7）。販売数量の増加が大きかったこととホール数の減少傾向から考えて、この時期はホールの平均規模が拡大したことによって産業発展が進んだことになる。留意したいのは、このことをもって競争上大ホールが優位であると直ちにいけないということである。むしろ1952年、53年までのパチンコホールの増加には、不安定な経営が隠されていたことに注意すべきである²⁷。東京都では、1952年現在のホール数は、1951年より1,107軒増の5,126軒となったが、そのうち「承継」が僅か988軒で、新規開業3,075軒を上回る3,225軒が廃業に追い込まれていたからである²⁸。このような経営の不安定さを抱えながら増加していたホール数は、1953年をピークに急減に転じたのである。不安定な経営とホールの淘汰の背景には、射倖性の高い機械が市場に浸透したことが経営にもたらした影響がある。

(2) 不安定な収益

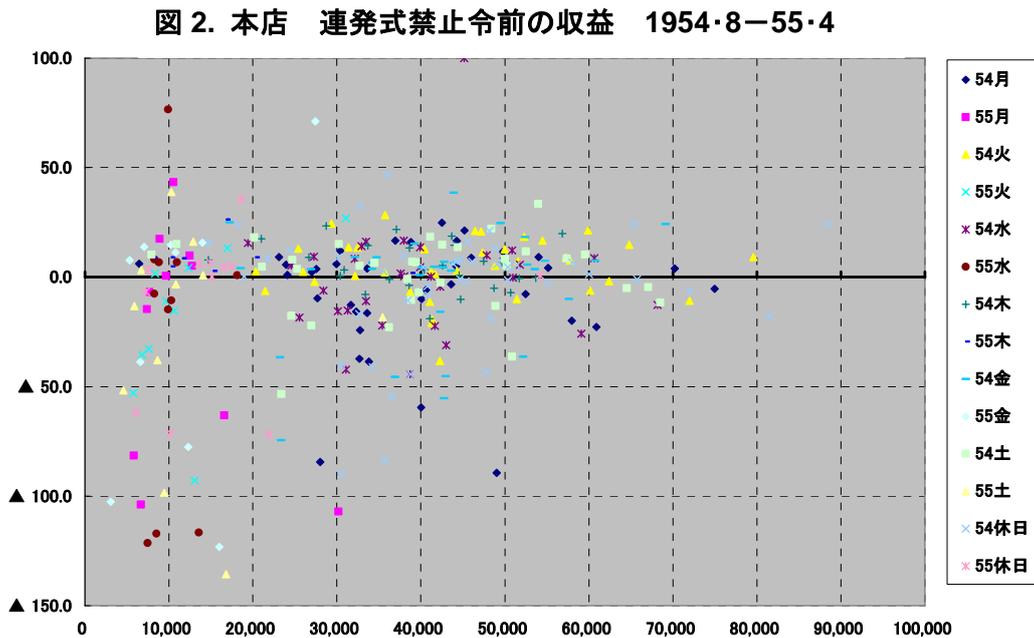
M社の事業別の売上高収益率（表3）をみると、機関銃式、循環式の機械が普及した1953年以降、ホール収益率はむしろ悪化しており、54年にかけてはマイナスを記録した。単発

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

式に比べて、循環式は、発射数の増加の結果として、理論上は3割程度売上高が伸びる。したがって、この収益の悪化は、増加した玉の売上高を上回る景品の交換が行われた結果である。釘調整の神様²⁹といわれた竹一のホールでさえこうした状況であったことは、出玉率のコントロールの難しさを示唆する。

ただし、翌年の収益率が1.2%にとどまったとはいえ、大幅な改善がみられたことにも注目すべきである。M社の1953年から55年にかけての2年間の変化は、機械体系の変化による収益のかく乱と、そこから安定化に向かう道筋を意味する。この点を、釘調整と売上高・収益率の推移を手がかりとした、1ホールの収益構造の特徴からみることにしよう。

図2には、1954年8月から連発式禁止令が施行される55年5月直前までにおける、1日当りの売上高と収益率がプロットされている。表3の事業別収益率によると、前年より大きく改善がみられた期間である。従って、図2は、この時期の改善をもたらした収益構造を表しており、改善の方向が推察できる。M社が経営する4店舗は殆ど同じ傾向を示しており、代表として本店を取上げている。



資料) M社 本店 統計表より

まず、図が表しているホール経営に関して、技術的な説明を述べておこう。横軸の売上高は、客が購入した玉数に、玉の価格2円（後述）をかけた総額で、来店客数と1人当りの投資額に規定される。縦軸の収益率は、売上高から景品売上高を引いた収益の売上高に対する比率である。その逆数は、客の投資額に対してホールが還元した程度（ $100 - \text{収益率} = \text{還元}$ ）

率³⁰⁾を示す。収益率は、釘調整によって変化するから、収益率の「0%以上」は、ホールが釘を絞めた日であり、「0%以下」は開けた日であると考えられる³¹⁾。収益率 0%以上の分布が右側に集中し、0%以下が左側に集中するほど、期間中の差引合計のホール収益が大きくなる。

さて、M社の図2を眺めると、まず、収益率0%以上のところでは、おおむね30%以下で横に広く分布している。0%以下では、マイナス150%ほどまでひろがっており、上下の格差が大きいかたちである。このような分布が、連発式禁止直前の黒字という結果をもたらしたことになる。釘の「絞め」(収益率0%以上)と「開け」(0%以下)はホールの意図的な調整として考えられるから、そうしたホールの思惑と、結果としての分布のあり方を照合することによって、この時期の経営上の困難が浮き彫りになる。

このような視点からみると、左上と、左下のゾーンは、少し問題がある。まず、左上は、ホールの期待ほど売上高が伸びなかったことを意味する。このゾーンのプロットは、客数が少なかったか、一人当りの投資額が少なかったかの結果である。そこで曜日別の売上高の分布でみると、月曜日に少ないことを除けば、特徴がみられない。客数が多いと考えられる休日に必ずしも売上高が高かったわけではないから、売上高の大小は客数よりは、ひとり当たりの投資額に依存する度合いが高いとみておこう。従って、ホールが釘を絞めた日(勿論客にはそれが分からない)に売上高が左の方に分布していることは、期待に反して一人当りの投資額が少なかったためであると考えられる。このような状態は、一見すると収益率が高いという意味ではホールにとって何の問題もないように見えるが、こうしたあり方は、「客離れ」につながるという意味では望ましい状態ではない。収益の絶対額が右上と比べて小さいだけでなく、出玉率が悪い店という評判は客数が減少し機械の稼働率が悪くじり貧になるからである。

一方、釘を開けた日の収益率は、マイナス150%までの幅で推移している。上下振幅の大きさは、平均収益率のポイントを下げる。客に勝たせるのは宣伝効果もあるためホールにとっては積極的な戦術となるが、それは収益分からの差引分が上限になる。その範囲内に、「そこそこ」勝たせて客を呼び寄せ、宣伝効果が最大で得られる還元率(出玉率)を設定することが重要になる。このような思惑に照らし合わせて考えれば、この時期の釘調整は、意図的であるか、意図に反した結果なのかは不確かであるが、相当の幅を結果的にはもたらしめたことに特徴がある。あまりに大きなマイナスの発生は、ホールの調整との乖離として考えることができるから、コントロールの攪乱要素が存在していたと考えることができる。

以上、この期間の本店の収益構造の特徴として、一人当りの投資額に限界があり、収益率(還元率)にバラツキが発生した、とまとめることができる。これらは意図に反した結果と

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

考えられる。その背景として、連発式の導入によって、調整が、それまでのノウハウでは十分にはできなくなった可能性があることを考えておく必要があるだろう。

正村ゲージによって技術的要素が加わったことを念頭に置けば、射倖性の高い機械は偶然性を高める効果をもたらす、客とホール両方に、不確実な要素を与える。機械の状態は、「連発」そのものによって物理的に出玉率を狂わせる度合いが大きくなる。発射された全ての鉄の玉は、釘の間を飛びまわり、これらは時間と共に材木質の盤面、そしてそれに絞められる釘の状態を変える。前日に調整した釘の状態は、打たれる度合いによって変化してホールの期待範囲をも超える³²。その結果、ホールにとっては、予想を超えて出玉が発生し、マイナス収益率の上下の幅を大きくしたと思われる。客にとっては射倖性が高まると、限界投資額が大きくなるとはいえ、反対に期待入賞率は低下するため、追加的な投資をためらう場合もあるだろう。このことがプラス収益率の左の分布を説明してくれる。

ところで、前年の収益が大幅にマイナスであった状態と比べると、**図2**は収益が改善されたことを表している。最高の釘調整師を抱えるM社の収益が1953年から54年にかけて赤字であった状態から脱却できたことは、そうした条件を欠いていた他のホールの経営の不安定さが増したことを示唆する。そして、以上の検討から明らかにされたことは、正村でさえも、収益が改善に向かっている1954年後半から55年初めにかけて、客がより多くのカネをつぎ込むことにためらいがあり、投資額に限界があること、そして収益率の変動の幅が大きいことにコントロールの難しさが残っていたことである。客からみれば、追加投資を行っても大損はしないという見通しをもたらすような手ごころなギャンブル化とは、ホールからみれば、機械のもつ物理的な変動要因を抑制することと安定的な収益をもたらすような経営ノウハウの習得が求められるということであった。

1953年以降減少するホール数は、以上のように、釘調整による事業の安定的な経営の難しさを機械体系の変化が増幅するなかで生じた淘汰を意味した。そして、この実態面での要因に付け加えて、見かけ上の減少をもたらしたのは、娯楽利用税であった。

(3) 娯楽利用税

時期は1952年に遡るが、この年導入された入場税により、パチンコホールは設置された機械1台当たり平均150円の税金を課されることになった。売上高とは別に、設置された機械に対して賦課され、本来ならば遊技する客が負担するものとして利用料金に上乗せされる部分であった。

入場税の課税方式は何度かの改正が行われているが、「パチンコ遊技場の業態が困難で、各府県とも実態調査をやったが、どこも正確なものをつかみ得なかった」ため、税額の査定が難しかったことが背景にあったと思われる。このような問題を改善するために、1952年6

月、地方税法の改正に伴って、坪数、台数、従業員、利用料金の総合課税を導入し、例えば、兵庫県 1 台 1 級 1,800 円 15 段階、北海道同 750 円 10 段階となった³³。この外形課税導入によって課税額は「4 倍から 12 倍」になったとされ、導入によって 1953 年 3 月までにホール数は「半減以下」という予測がでるほどであった³⁴。

こうした予測を経営実態に即して検証することは難しいが、少なくともその後の行政側の施策によって、滞納がパチンコホール数の減少の要因になったと考えられる。入場税が 1954 年 3 月に娯楽施設利用税として新設された後、4 月には「風俗営業等取締法」の一部が改正され、パチンコホールの営業を 1 ヶ月毎に更新を義務化されたからである。滞納が問題になっていただけでなく、名義変更によって課税が困難であったためであった³⁵。さらに、1954 年 6 月より、「娯楽施設利用税」として、全国平均 150 円を課すとともに、風俗営業法に基づくホール事業許可を 1 ヶ月ごと更新として義務化し、この申請に際して、利用税の滞納がある場合は更新不可の根拠にする（資料 1）という、厳しい取り締まりとなった。

資料 1 風俗営業取締法 昭和 23 年 7 月 10 日施行 昭和 29 年 5 月 13 日修正

「…営業の許可 第 2 条 (3)パチンコやその他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては1 ヶ月ごとに…その更新を受けなければ…その効力を失う。(4)公安委員会は前事項の更新を求められた場合において、当該更新を求めたものに滞納の娯楽施設利用税があるときは、…その許可を更新しないものとする。」（『全遊協（連）資料昭和篇 I』全国遊技業協同組合連合会、1989 年に採録。下線は筆者による）

この娯楽利用税の強化がどの程度影響したのかは不明であるが、不安定な経営の下での課税強化は、一時的に営業の許可を更新できないかたちで表れ、登録数を見かけ上低下させながら 1953 年からの転廃業を促したと思われる。

そのなか、1955 年 4 月に施行されることになった、連発式の機械の製造・設置の禁止は、パチンコ産業の発展に質的变化を伴いながら大きな影を落すことになった。

第3章 1950 年代後半の不況要因 —パチンコ産業における規制問題—

(1) 連発式禁止令

1948 年に「風俗営業取締法」が制定され、遊技場の新規営業は、移動式は規制し、店舗営業に限って都道府県条例に基づいて公安委員会が許認可するようになった。この措置以降、パチンコホールの営業は、「射幸心をそそる恐れがある」事業として警察当局の管理下におかれた。例えば東京都の都条例の、玉 1 個 1 円（1949 年に 2 円）、1 回の遊技代 20 円、景品の上限額 100 円といったように、各都道府県別に遊技サービスに関わる料金が統制されるな

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

ど、規制の対象となった³⁶。

1950年前後にパチンコホールが破竹の勢いで増えていく様子は、開業・営業を管理している警察にとっては、「賭博」に代わるものとの認識から、注目の対象であった³⁷。実際に警視庁は、ホールが385軒から4,200軒に激増した1951年に、「その射倖性及び児童に及ぼす心理的影響等により世の批判を受けるに至り他の遊技場とともにこれが取締りを一段と強化」³⁸させた。ただし、規制は開業より、「違反者の絶無を期」すことに重点がおかれた。そのなかでホール側からみれば「…パチンコに代わるべきものとして新しいZゲーム（団体ゲーム）など申請もあるが、現在のところ認可の予定はない。…然も偶然性を待つものであり…」³⁹というから、類似する他業種への転換はそれほど簡単ではなかった。団体ゲームを許可しない理由は「偶然性」が強いということであったが、やや強引に解釈すれば偶然性の制御にパチンコの営業の存立があったとみることもできる。ここでの「偶然性」も、風営法に規定された「射幸性」も、曖昧な基準ではあるが、パチンコホールを含む様々な遊技場の経営、産業発展にとって、これらの要素を業界がどのように織り込んだかが重要であったといえよう。以降団体ゲーム場の姿が消えていったことは、客の人氣が落ちたという需要側のみならず、「偶然性」の要素に関する供給側からの問題でもあった。

風俗営業法に基づく規制にもかかわらず、順調に成長しているようにみえたパチンコ産業は、1954年11月16日に東京都公安委員会の「連発式機械の禁止措置令」⁴⁰が発表され、翌年には連発式機械は全国的に禁止されることになり⁴¹、パチンコ産業は規制によって滅びるという滅亡感に包まれた。取締りの理由は、「射倖心を煽り、賭博化」であり⁴²、都の風俗取締法施行条例トバク類似行為に抵触するというものであった。都内にある約3,400軒に設置されたおよそ20万台のうち、9割5分が連発式であった⁴³ため、パチンコの隆盛をもたらした連発式機械に代替されるものがまだ見出されていない時点でのこの措置によって予想される影響は、深刻なものであった。

ところで、規制の目的は「射倖性の高い機械」だけに止まらなかったように思われる。そこには、パチンコ産業が発展するために乗り越えなければならない、宿命的な難問が内包されていた。パチンコを楽しむ客は、時間で計られる遊技だけが目当てではない。持ち帰りの景品に関わる要素も目的となっており、その面での制度的未整備とそれ故に生じた陰の部分が問題となった。

(2) 背景、バイ人（買人）と換金問題

連発式機械によって単位時間当たりの打玉数が増え、ホールの競争のなかで出玉率が最高8割、9割まで高まるにつれて、交換される賞品の量的拡大がもたらされた。交換される景品は、100円の上限額が決まっていたから、客は、たとえ大きく勝ったとしても、低額で類

韓 載香

似した景品の量的増加で満足するしかない。その結果、こうした不満につけ込むように買人による景品の換金問題という新たな課題が浮上した。店の内外を徘徊する買人は景品を獲得した客に近づき、換金を要求した。これが射倖性の高まりの実態である。1951年東京都の遊技場違反検挙実績をみると、全1663件、パチンコ関連が1383件、その詳細は未成年入場がもっとも多かったとはいえ、これに次ぐのが「景品違反」の263件であった⁴⁴。

営業上換金行為が問題になった⁴⁵のは、「カネをかけてカネを得る」賭博行為に当たると見なされたからである。換金が可能であれば、客の中にはそれにのめり込んでいく者が出るということになり、射倖性に関わる重大な問題であった。従って、買人と換金が問題になったのは当然のことであった。連発式機械の禁止令が発表される直前に開かれた、全国遊技場組合連合会の幹部会議では、各地の取締りが強化されたことが報告され、買人問題の対策が討議されている⁴⁶。景品買取のトラブルが見受けられ始め、ホールが換金に関わったと思われる違反で、東京45件、群馬53件、埼玉46件、茨城36件など、関東地区の検挙状況が報告されている⁴⁷。

こうした景品の換金が行われるようになった基盤には、上述の客の側の潜在的な要求に加えて、ホール側の経営的な要因も働いていた。すなわち、換金されて買人に買い取られた景品は、再びホールに売られて環流し、景品として提供されることになっていた。ホールからみれば、この環流する景品の買い取り価格が、通常の景品の仕入れ価格よりも低ければ、それだけ収支のバランスは改善される。100円分の出玉と交換される景品の仕入れ価格が80円だったとして、これを客が70円で買人に売り渡し、買人からホールが75円で買い取れば、ホールは5円分だけ景品の仕入れ価格を下げたのと同じことになる。そして、この75円仕入れの景品が再び100円分の出玉と交換されるようになれば、出玉と景品の交換率は、ホールにとって5対4から4対3に好転する。

こうしたからくりがあるために、ホール自体が自ら買人を雇い違反行為をくり返して摘発されるケースもあった。

時期は少し後になるが、例えば、武井商店は日本橋を中心に支店を含めて7つのホールを経営していた⁴⁸。違反の内容は「それぞれ支店ごとに管理人および景品買人数人と格別に結託させ、客の射幸心につけ込んで商品買い戻しにより、遊技客を吸引して利を図るため、昭和32年5月1日ごろから同年8月13日検挙されるまでの間、靴下、チック、白元、キャラメル、味の素等を買人に店舗裏口等にて買い集めさせ」たことであった。買い集めた景品は、「同店倉庫に集積し、担当数量に達したところで本店に運搬して営業帳簿に仕分け記載整理の上、再びこれを品目別に各支店に配荷する方法」で、合計「景品2,354,234個、金額106,890,000円相当を買い戻し」たとあるから、相当大規模であったことがわかる。

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

こうした中で、これらの換金に違法性があることから、そこにつけ込む暴力団等の組織的な資金源としてねらわれた⁴⁹。連発式の普及によって急成長するパチンコ業界は、その市場規模が大きかったから、闇の資金源としては格好の対象とみなされた。こうした事情が、警察による換金問題へのいっそう厳しい姿勢となって表れることになった。

換金ルートが暴力団に狙われることは、業界においても傍観できる問題ではなかった。そういった暴力団を排除すべく、一部の地域は組合や第3団体による買い上げを試みた⁵⁰。このような事態のなか、ホールの組合を挙げた全国的な取組として、連発式禁止令発表後の1954年11月28日の幹部会で「全遊連自肅要綱」を作成し、12月9日より実施した⁵¹。内容は、「一、循環機の機械制限に絶対反対する。一、業界の健全娯楽化推進のため景品売買業者の絶滅を期す。」というものであった。

こうした対応は、次のような認識に基づいていた。すなわち、「考えなければならぬのはパイ人とホール（が一筆者による）関係を保っていることであります。これによって射幸心をそそっている…連発機禁止を撤回させるためには、先ず以ってパイ人と手を切り健全娯楽とすべきでしょう…パチンコが狙われているのではなく、射幸心とトバク心をそそるパイ人が本来的に狙われている（下線は筆者による）のであってこういったものとの断りが（ママ）切り捨てない限り、パチンコの運命は縮まるであろう。」⁵² というように、業界成長をもたらした連発式が禁止されたのは、買人による換金問題、さらには暴力団絡みの問題があるからで、これを解決することで連発式禁止を解除したいということであった。

他方で、東京都のような地域毎の取り組みもみられた。すなわち、「連発式の普及は景品買人の跳梁を呼ぶ」という認識の下で、1955年1月から都連による「景品買人追放、暴力排除、自肅営業の徹底」などの指導が行われた⁵³。

以上のように、連発式機械の規制の目的が、射幸心を助長する買人、関連する暴力団の取締りであるという認識をもつ業界側に対して、規制主体の警視庁の意図は、連発式禁止後の反応から知りうる。東京都の警視庁保安課では「目の色を変え、むさぼりついている客が非常に減ったことと、平均50円、ときに100円という額で倍以上の時間、ノンビリ遊べるようになったことは事実だ。大衆の健全な娯楽に近づいたものと見られるがしかし、まだまだ店内に与太者の徘徊が多く、買人のたむろする店頭風景はさして減っていないようだ。勿論、この状態が続く場合、ホール、買人ともに自肅と反省なきものと認めて、強く取り締まっていくつもり（下線は筆者による）」⁵⁴ だとしており、買人らによって換金を期待することが射幸性の高まりとして認識されて、規制のターゲットは買人であったとみることができよう。

このような状況の下におかれた業界にとって、営業の持続における問題点は、連発式機械の規制によって、買人の取締りと射幸性の抑制に目的どおりの効果があったのか否かであっ

た。規制とそれに対応した組合全体の取組によって一時的な効果があったとはいえ、連発式禁止 1 年後には、「再び買人が目立ち始め春には城北地区にて買人同士による乱闘事件などが発生、景品買取が暴力団の資金源になっていると一般紙に取上げられ、当局を刺激し」⁵⁵ た。

そのため景品買に関しては、検挙事件が幾つか報告されており⁵⁶、それは前述のように、暴力団関係だけでなく、ホールの場合もあった。業界にとってみれば、この問題が解決されない限り、1955 年禁止令の発表がそうであったように、新たな規制が何時どのようなかたちでなされるか予想がつかず、経営の将来にとって不確定要因が益々大きくなることを意味した。

第4章 連発式禁止令の影響 —メーカー—

1950 年代半ばのホール数の減少が連発式機械の禁止以前からの傾向であったとはいえ、55 年 4 月の禁止令実施以降は質的な変化を伴って激減した。まず、量的な影響は相当大きく、しかも短期間で表面化した。ホールが含まれる「その他の娯楽業」事業所は、連発式禁止を境とする 1954 年から 57 年の間に 4 割減（表 4）、機械生産額は、翌年にはすでに 4 分の 1 に減少した（表 5）。こうした全体の動向を踏まえて、連発式禁止が与えた影響を、メーカー、ホールに即してみることにしよう。

表 4 ホール数の減少

	事業所数		従業者数	
	1954 年	1957 年	1954 年	1957 年
その他の娯楽業	23,906	13,671	160,254	84,704
増減指数	100	57.2	100	52.9

資料) 総理府統計局『わが国事業所の現状 - 昭和 32 年度事業所統計調査の解説』1959 年、240-241 頁、産業（サービス業小分類）別の事業所数及び従業者数（民営、公営）。

表 5 「娯楽器及び販売機（パチンコ等）」の製造品出荷額（千円）

年度	出荷額
1950	7,380
1951	236,276
1952	459,663

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

1953	921,747
1954	1,871,809
1955	470,847

『昭和30年 工業統計表 品目編』通商産業大臣官房調査統計部編
1958年4月、238-239頁。

(1) 単発式機械の集中的な需要の発生?

5月に規制が実施された後の福岡県のホールの様子を表した表6をみると、規制がメーカーに与えた影響について興味深い事実が発見できる。実施後の約一ヶ月に限られており、資料の制約から結果は割り引いて考える必要があるが、メーカーにとってどのような問題があったのかが浮き彫りになる。まず、ホールの業者数(X)が減少したことを確認しておこう。この期間の累積廃業者数は全ホール数の10%であり、わずか20日の間であったにもかかわらず、かなりの影響があったとみられる。ただしホールの閉店が市場の喪失というかたちとなる長期的な影響以前に、短期的で切実な影響がメーカーには及んでいた。休業中の業者数と、新規単発機・改造機設置台数の動向からみると、新規単発機の需要が期待ほど大きくなかったと考えられるからである。

表6 連発式禁止令直後における機械導入の状況(福岡県下)

調査期日	5月1日	5月5日	5月10日	5月20日	
福岡県下における業者数(X)	734	727	715	684	①
休業中の業者数	451	207	143	107	
廃業届を提出した業者数	12	13	14	35	
新規単発機の設置台数(A)	3,639	9,733	13,065	18,258	② A < B
全設置台数に占める比率	6.1%	16.6%	22.1%	31.6%	
改造機の設備台数(B)	20,767	32,251	33,559	27,897	
全設置台数に占める比率	34.7%	54.9%	56.8%	48.3%	
休業中のものの台数(C)	34,546	16,732	11,310	8,574	
廃業を届出たものの台数(D)	973	844	1,142	3,076	
総台数(Y=A+B+C)	59,925	58,716*	59,076	57,805	
1店舗あたりの設置台数(X/Y)	81.6	80.8	82.6	84.5	カ

★ 59,560台の間違いと思われる。

連発式禁止が実施された1日現在、営業ホールの2倍近くが休業中である。現金商売であることを考えれば、1日の休業は経営者にとっては大きな打撃であるから、少なくない休業業者数は、営業を困難にした問題が生じたことを示唆する。全国的に一斉に実施される禁止令を前にして、単発式機械の集中的な需要が発生することを想像すれば、家内手工業的な製造に依存する生産能力のため供給に問題が発生したかもしれない。しかし、M社のホールが

韓 載香

5月1日から9日まで休業していたことと、同社の販売台数から考えると、機械メーカーの生産能力が問題になったとは思えない。正村では、販売価格からみて単発式と思われる需要は3月に始まっているが、4月の販売台数は約1,000台減になっており、5月は対前月で半分に過ぎなかったからである。

資料)「福岡県下における単発式パチンコ業態調査表(福岡県警察庁部調べ)」(全国遊技業組合連合会『全遊協(連)資料昭和篇I』1989年、180頁)より作成。

生産能力不足による新規機種 of 供給の問題でないとすれば、休業の存在は、ホール側の要因として考えられよう。単発式機械の投資に対する慎重な対応、つまり5割以上を占める改造機需要の集中がこのことを説明してくれる。ホールが1台150円⁵⁷の改造機で対応したとみるのは、第2章で見たように、連発式が必ずしも安定的な収益にならなかったことと整合的である。すなわち、利益率が低いとすれば、全台の取替えが可能なほど内部留保が潤沢であったとは思えないし、そういった収益の不安定の下では新規投資を断行できない体質になっていた可能性が高い。しかも、単発式への転換によって売上高の低下が予測されたから、こうした将来への暗い見通しのもとでは、投資に慎重になるのはむしろ自然であろう。メーカーにとってみれば、新しい需要を発生しないかたちで、改造需要に対応しなければならなかったのである。このような改造需要への対応に生産能力を割かなければならなかったとすれば、間接的に新機単発式の供給に問題が発生した可能性がある。

ホールの慎重な投資行動は、改造機の設置比率をさらに高めたことに表れた。その一方で新規単発機の設置が徐々に増え始め、10日から20日の間では改造機が新規単発機に換わり始めた様子が見え始める。改造機で暫く様子をみながら凌いだホールのなかに、新投資に乗り出す選択が出始めた。

更なる分析が必要であるが、平均設置台数の傾向から、ホールの規模によって投資行動が異なっていたことが分かる。5月1日から5日の間では、営業ホールは90から82台に規模の縮小がみられ、1日営業にあわせて単発式機械の準備ができたのは、相対的に規模の大きいところであったと考えられる。同時期に廃業ホールの平均台数は下がっており、退出するホールの規模は小さかったことがわかるが、しかもその後の傾向をみると5日間の短期間に集中していた。

(2) 取替期間の長期化—生産の季節的集中

ホールの激減による市場の喪失や売掛金の貸し倒れがメーカーに与えた打撃は、産業発展には一時的な影響であった。中長期的にみると、メーカーにとって連発式の禁止は、生産と開発にそれ以前とは異なる環境を与えるものであった。単発式の使用によって、市場の質ま

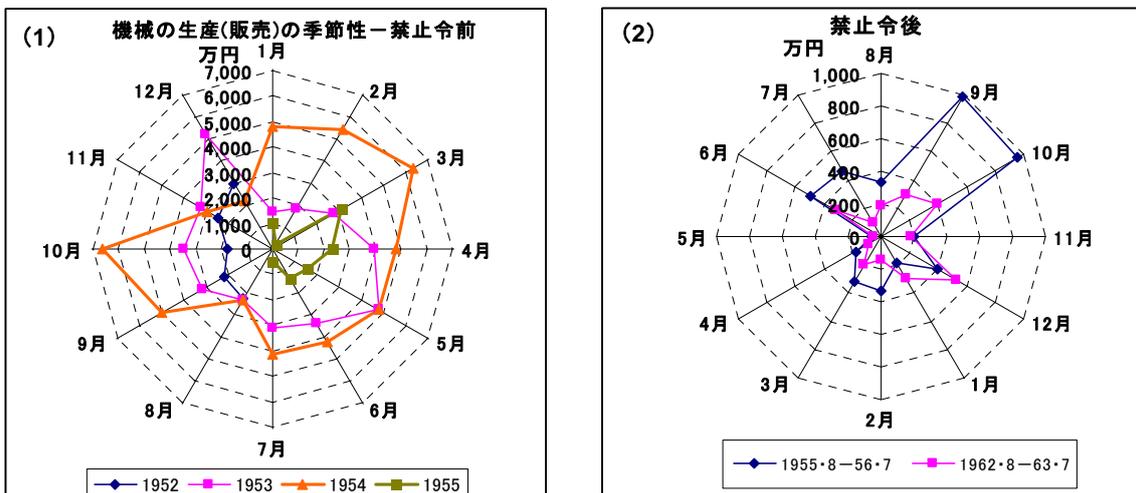
1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

でも変化したのである。機械の寿命が長期化し、閑散・繁忙の格差を大きくした。機械寿命が長くなったのは、技術的な改善の結果ではなかった。機械の発展史に即して考えると、多少強引に表現すれば、規制によって生じた技術の後退であった。他方で、激しい新規参入の時代には機械生産の持続的な高稼働率が求められていたのに対して、こうした参入が途絶えるとホールが行う戦略的な台の入替えの季節性が明確化し、生産もこれに対応しなければならなくなった。

単発式から連発式への変化によってパチンコ産業が飛躍的な技術発展を成し遂げたことは、先述した。その出現に伴う問題として当時指摘されたのは、「循環器の出現以来、機械の損耗が非常に激しくなってきた。従来6ヶ月（下線は筆者による）を目標に入替をした遊技場が競争率の激化と前述の機械の損耗より4ヶ月、3ヶ月にせざれば営業ができなくなり、この機械代の消化に困難をきたしつつある。」⁵⁸ というように、入替え頻度が増加し、その投資負担が経営をそれまで以上に圧迫したことであった。人気があるために機械の稼働率が高いことに加えて、連発式機で時間当たりの打ち玉数が多いことが寿命に関係するとすれば、寿命を短期化したと考えられる。一方で単発式から連発式への移行は、一般的に機械代の値上を伴っていた。

連発式から単発式への転換は、これとは逆に、使用期間の長期化、価格の値下げをもたらすことになった。

図 3



資料) M社 1952年8月～53年7月、1953年8月～54年7月、1955年8月～56年7月(以上旧会社)、1955年9月～56年7月、1962年8月～63年7月(以上新会社)の「決算報告書」より。

図 3 は、M 社の販売台数について、連発式の禁止令発表を挟む 1952 年 8 月から 1956 年 7 月までと 62 年から 63 年にかけて、販売台数の月別変動がどのような傾向にあったのかを示

している。連発式禁止前の図 3 (1) は、ホールの新規参入が引き続くなかで M 社は年々売上高を伸ばしていた時期であったため、連発式が浸透し始める 1953 年以降とその前の明確な違いは読み取れない。図 3 (2) は好況から不況ということを考慮する必要もあろうが、しかしながら、連発式禁止後の季節性は一目瞭然である。

連発式禁止令の前後は、増加から減少傾向という違いがあるため評価は割り引く必要があるが、季節性を表す月別売上高の格差を倍率でみると次のような違いがみられた。1953 年と 54 年は、売上高が各年の最高の 12 月・10 月は、最低であった 1 月・8 月の約 3 倍であった。連発式禁止後の 1955 年 8 月－56 年 7 月と 1962 年 8 月－63 年 7 月については、55 年 9 月が 1956 年 5 月の約 16 倍、62 年 12 月が 63 年の 5 月の約 11 倍であった。

連発式禁止令前に販売台数の月別格差が小さいのは、前記の引用文に指摘されたように、循環式による機械寿命の短期化の影響であった。連発式によって機械損耗が激しくなった結果、機械の寿命が短くなり、ホールは取替えシーズンを特定せずに機械投資を行う。加えて新規参入が活発であったことが、メーカーにとって生産(販売)台数の月別変動を小さくし、これらが年間を通した販売台数の伸長、市場拡大をもたらしたのであった。

連発式禁止後の機械の販売シーズンは、春先、お盆休み、お正月の前であった。正村のホールの 1962 年から 63 年までの場合、本店が 1 月、6 月、押切店が 7 月、10 月に、年を通して 2 回に分けて部分的に入替えが行われた。入替は定期的に年 2 回に集中していたことが分かる。1 台当たりの寿命は、連発式の流行前の 6 ヶ月から平均 1 年以上となったが、機械製造の技術的発展も伴ったと思われる。機械を卸売販売する M 社のホールの機械の入替えの場合、販売シーズンを避けて行われた可能性があるが、競合ホールとの関係を考えれば意図的に遅らせるのは不利であろう。機械の損耗という物理的な理由以外に、「飽きる」という要素を、毎年の年季の休日前に集中して新台を導入することで克服しようとしたと理解できる。

(3) M 社の中核事業、機械販売への影響

さて、連発式禁止令は、どのようなかたちで M 社に影響したのだろうか。

1954 年 11 月連発式禁止令の発表後、受注の状況にみられる市場の反応は比較的速かったように思われる。表 7 によると、1954 年 10 月までは、月別の浮き沈みを含みながらも前年を上回る販売台数の伸張を見せた (8 月は例外的に前年を下回っているが)。1953 年 4 月には過去最多の月産を記録し、以降各月産台数を塗り替えながら生産能力を伸ばした。そして、1954 年 11 月直前には空前の販売台数となった。

ところが、禁止令が発表された 11 月以降は、見事に前年を下回ってなかなか回復しない。受注から納入までの期間がはっきりしないので、11 月の低迷が発表の影響を直に受けたとみ

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

るのは性急かも知れない。少なくとも禁止令が実施される4月の前後には集中的な製造・納入が予想されたが、54年11月以来の最大販売台数の3月だけをみても、前年を約2,000台も下回っている。もっとも、連発式禁止令が発表された1954年11月から実施される翌年2月まで、減少はしているが、依然として連発式の需要があった。これは連発式の寿命期間が3ヶ月、4ヶ月であることを考えれば、禁止前の3月までに設置できることを想定した購入であったと考えられる。実施が近づくにつれて、販売台数が減少しているのも、その理由から説明できよう。

表7 パチンコ台月産販売台数と売上高（1952年8月 - 55年7月）

年	月	販売台数	売上高	1台卸売価格	年	月	販売台数	売上高	1台卸売価格
1952年	8月	711	5,657,400	7,957	1954年	2月	7,596	53,709,630	7,071
	9月	351	1,968,200	5,607		3月	8,777	62,638,780	7,137
	10月	1,020	6,297,100	6,174		4月	6,386	47,880,620	7,498
	11月	1,604	11,001,200	6,859		5月	6,379	46,962,457	7,362
	12月	2,799	17,858,100	6,380		6月	5,577	41,815,525	7,498
1953年	1月	1,193	7,576,100	6,350	7月	5,392	41,173,705	7,636	
	小計	7,678	50,358,100	6,559	小計	40,107	294,180,717	7,335	
1954年	2月	1,793	11,899,400	6,637	1955年	8月	2,991	22,781,500	7,617
	3月	2,262	14,857,400	6,568		9月	6,580	49,768,850	7,564
	4月	3,884	25,187,400	6,485		10月	8,720	65,980,300	7,567
	5月	4,696	30,840,500	6,567		11月	3,847	28,745,000	7,472
	6月	2,472	15,311,000	6,194		12月	2,924	21,925,500	7,498
	7月	3,425	21,595,400	6,305		1月	1,464	10,225,400	6,985
	小計	18,532	119,691,100	6,459		小計	26,526	199,426,550	7,518
	8月	3,635	23,017,500	6,332		2月	306	2,198,400	7,184
9月	4,403	31,511,470	7,157	3月	6,889	30,978,800	4,497		
10月	5,069	34,260,170	6,759	4月	5,520	22,867,870	4,143		
11月	4,539	31,959,600	7,041	5月	2,942	15,335,600	5,213		
12月	7,038	51,042,700	7,252	6月	2,484	13,239,500	5,330		
1954年	1月	6,821	47,573,265	6,975	7月	849	4,600,500	5,419	
	小計	31,505	219,364,705	6,963	小計	18,990	89,220,670	4,698	

資料) 図3と同様。

3月以降のデータは、販売価格から単発式の需要が主流であったと考えられる。連発式禁止は、前述の福岡、名古屋のように5月実施の地域もあったが、大半は4月からであった。ところが、禁止令によって連発式の全台取り外しが予定されていたにもかかわらず、3、4月に販売が低迷し、期待ほど需要が伸びなかったのだから、既述の福岡の機械導入の様子からみたような、改造機需要の裏返しとしての新規単発式販売高の低迷の問題が、代表的な企業、M社の経営にもおよんでいたことになる。しかも、新規単発式の販売も3、4月で終わり、5月は前月の半分に止まった。正村の得意先が集中していた愛知県の場合（後述）、連発式の禁止は1ヵ月後の5月であったことを考えると、4月、5月の機械販売は芳しくなかった。

他方、メーカーにとって、機械一台あたりの価格が低下したことも経営を圧迫する要因であった。表7の正村の1台販売価格の推移をみると、1953年以降値上げされてきた価格が、単発式の設置期となる1955年7月時点では、最高額であった前期の約4割も低下した。このように、得意先ホールの閉鎖による販売総量の低下、価格の低下、そして取引間隔の長期化が、連発式禁止令後正村が抱えることになった問題であった。1956年の第6期決算では、赤字となり、同社設立以来初めて融資を受けることになった⁵⁹。

こうした中で、正村の東京代理店の販売の動向は、1955年2月から7月までに発生した売掛金約3千万円の殆どが貸し倒れになった上、1955年8月から56年1月ではわずか45,000円（前年同期は、約3,200万円）にとどまった。最大規模であった東京市場を失う結果となり、得意先は愛知県中心になった⁶⁰。全国市場をもった有力企業の、地方企業への凋落であった。

第5章 連発式禁止令の影響 —ホール—

(1) 短期・中期的な影響

禁止令による影響は、ホールにも鮮烈なカタチで、そして短期間で表れた。

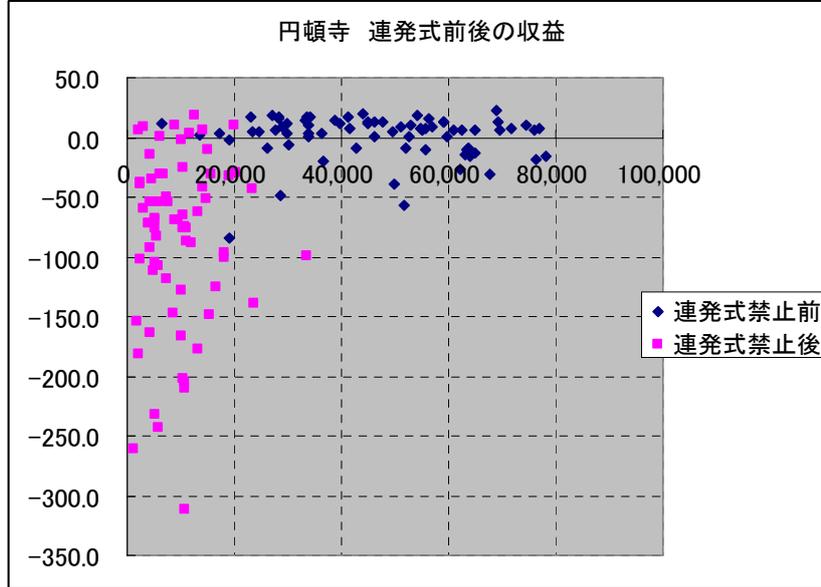
資料が残存している、M社の4店舗の毎日の売上を、禁止令実施の前後に絞ってみていこう。4店舗に表れた規制の影響について、2つの傾向を示す類型に分け、禁止令前後の変化における特徴を中心にみることにする。

パチンコホール全体を痛打したのは、売上高の著しい減少であった。この要因として、連発式の射倖性の高い機械に慣れた客が、単発式の機械に満足せず来店しなくなったことがあるかもしれない。このような影響を勘案した上でも、機械体系の変化による売上高への影響は無視できない。1分間100発以上を半自動的に打てる機械に比べ、最大30発の制限の下で一発ずつ発射し、打った玉がファウルか入賞かの結果を見ながら次の玉を発射する機械は、

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

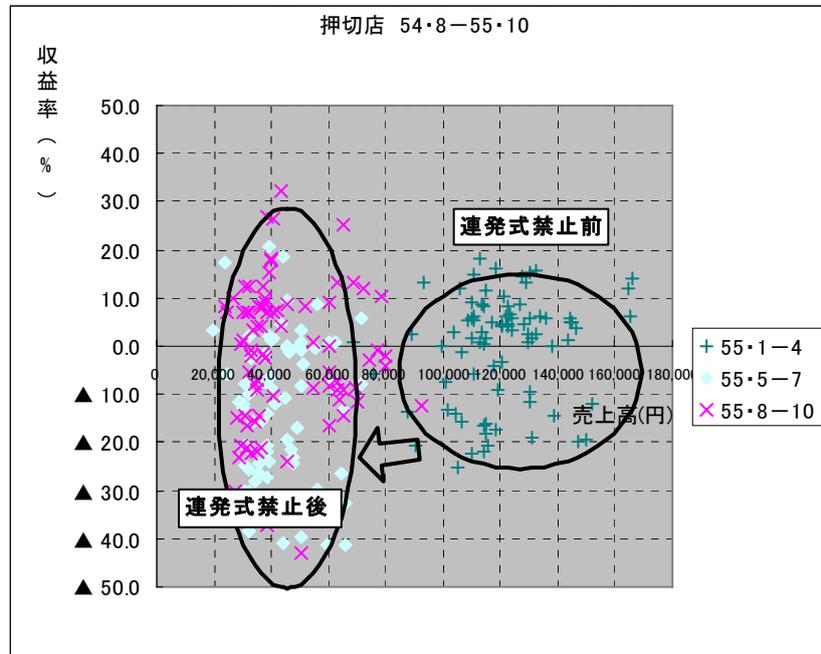
時間当たりの売上高の絶対水準が下るためである。

図4 連発機禁止後の売上高と利益率の変化
(円頓寺店 1954年8月~56年3月)



資料) M社 円頓寺 統計表より作成

図5 連発機禁止後の売上高と利益率の変化
(押切店 1954年8月~55年10月)



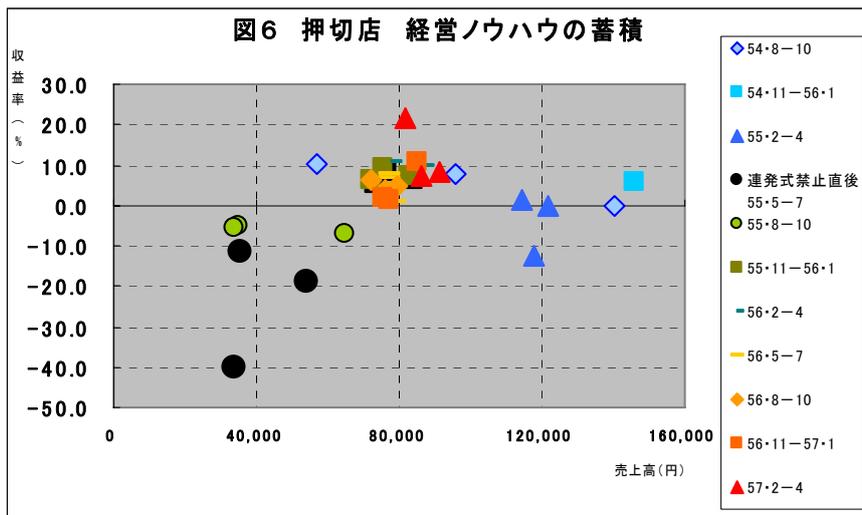
資料) M社 押切 統計表より作成

M社の4つのホールでもこの傾向は明確であった。ただし、そこには、収益率において異

なる様相が示されている。第 1 の傾向として、**図 4** に示した円頓寺店のように、マイナス 350 に届くほど収益率が著しく悪化した日を生んだケースがある。松原店もほぼ同様の傾向を示す。

これに比べて、もう 1 つの傾向を示す**図 5** 押切店では、収益率の悪化が最低でもマイナス 50%に止まっている。本店も同様である。

相対的な評価であることは言うまでもないが、その後の回復において、収益率の悪化による影響の違いにそって、両者は異なる道を歩む結果となった。すなわち、[売上高・収益率]の 3 ヶ月平均を示した**図 6** によると、押切店（本店も同様）は、連発式禁止後の 8 月から 10 月まで、平均座標が右上の方に移動しはじめ、回復に転じたからである。規制前のような規模の売上高まで回復することはなかったが、これは機械体系の違いによるものである。このような 2 つの傾向が何故生まれたかについては、ホールを経営する正村という同じ釘師・経営ノウハウを考えれば、外部要因、例えば立地条件などが大きく影響したと思われる⁶¹。この時期の 4 店舗の立地は判明しないが、1954 年 7 月時点の各ホールの台数がわかっている。この時期、円頓寺の設置台数は 91 台で、その他のホール約 61 台を上回っていた⁶² にもかかわらず、売上高が伸びなかった要因として、立地条件が劣悪であった可能性が高い。その後の台数の変化を確認できる資料は残っておらず、回復の違いを規定した要因について、再検討の余地は残っているが、このような経営の傾向を踏まえれば、M社がその後押切店・本店、そして、円頓寺店より売上高が大きい松原店の三店を中心にホール経営を再編（後に松原店も閉店、後述）したことは、自然な成り行きであろう。



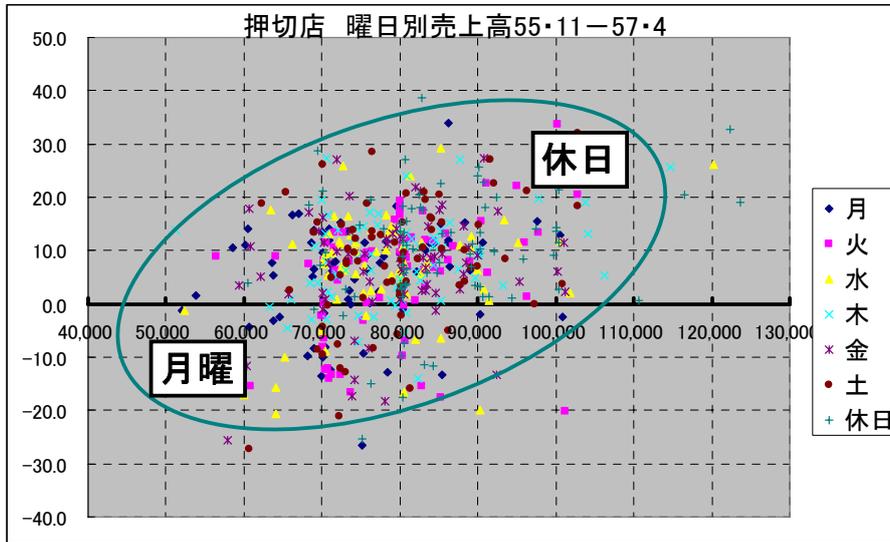
資料) **図 5** と同様。

(2) 経営の安定化

以上のように、収益が回復した背景には、連発式から単発式へと機械体系が変わったことを条件にして、経営ノウハウが蓄積され、安定的な経営が徐々に実現したことがあったと考えられる。図6に示された短期間に成し遂げられた収益の改善は、M社に釘調整のノウハウが蓄積されたことを表している。

回復に向かった1955年以降の収益構造を観察した図7によると、全体のプロットが右上と左下に集中する右肩上がりの楕円型になっている。ホールが確実に収益を上げられるように、コントロールが可能になったことを示唆する。この時期の釘調整の「締め」、「開け」の分布にみられる収益構造の特徴は、規制前に比べて右上と左下に集中しているところにある。プラス収益のゾーンでは、以前は0%に横幅広く分布していたのが、全体的に狭い横幅を取りながら、上下幅で伸びている。そしてマイナス収益では、-30%の範囲内に収まるようになった。このような分布が総合的に平均ポイントを右上にシフトさせている。興味深いことに、右上の方向に向かって、休日の分布が集中している。日曜に絞めても、客の1人当たりの投資額が上がっていることがわかる。投資すればある程度勝てる、あるいは単位投資額が限界的に小さければ大損はしない、という思惑が働いて、全体の投資額が増えたと考えられる⁶³。マイナス収益のゾーンについて言えば、売上高が少ない日の左寄りになっている。例えば月曜など人が少ないと予想される日には釘を開けて評判を作り出す、というような調整の仕方も可能になるであろう。このように、対角線上の集中型の分布をもっていることが差し引き分の収益を安定的に大きくする。そして、収益率の平均ポイントを全体に上昇させたことが、この時期の安定的な経営を象徴しているのである。

図 7



資料) 図 5 と同様。

第6章 M社の事業再編

正村のように回復したホールは、業界全体を見渡すと他にもみられた。「単発になって売上が減ったことは事実ですが、堅実な行き方なら、どうやらやって行けます。…」⁶⁴ というホール経営者の発言が示唆するように、連発式禁止がビジネスの存立自体を不可能にしたわけではなかった。明るい展望とまではいかななくても、収益が期待できた。こうして、1年後には「安定を取り戻した」と評価されている⁶⁵。

以上のような状況のなかでM社は、連発式が禁止された1955年12月に、機械製造を本店工場のみで再編した⁶⁶。禁止令の影響が如何に短期的に激しかったかを示している。このような代表的なメーカーのM社への影響は、他のメーカーにとってはより増幅して表れたはずであろう。

一方、ホールは、押切店・本店の2店に集約された。毎日の売上高を記録したホール毎の帳簿によると、円頓寺は1956年1月以降、松原店は1956年8月以降、「休」と記され、その後の記録は存在しない。2店はその前から「休業」を繰り返しており、押切店・本店中心の再編は、前章で分析したように収益率の悪化における相対的な優位に基づいた決定であったといえよう⁶⁷。一ヶ月後には松原店を閉店しているから、M社のホール事業は、本店を拡張し、好調であった押切店とともに2ホールを中心に集約したことになる⁶⁸。

連発式禁止を境にM社の事業別収益の構成は、その変化が一目瞭然である。禁止前は機械販売が8割以上であったのに対して、1958年7月の決算では、ホール事業が全体の7割

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

を占め、事業の地位が逆転した。そして、M社の事業再編は、多角化の方向にもあった。1955年8月新潟県に土地を購入し、56年12月に赤倉ホテル太閤を完成した。ホテル事業が1959年から安定するにつれて、同社の売上高のもう1つの中心事業になった（表3）。

以上の全体の再編は、M社の経営において、各事業別の特徴からみて、次のような意味がある。3割以上の高い収益率を保持していた機械販売事業は、売上高が著しく低下した上に、**図3(2)**のように季節性が著しくなったため、M社の安定的な事業としての地位を弱めつつあった。一方、ホール事業は、収益の改善がみられ、中核事業として台頭し、季節性もなく安定的収入源として定着しつつあった。他方で、ホテル事業は、売上高がホール事業に次ぐ規模まで成長するなかで、1960年代にホール事業が停滞しているときにも成長し続け、非常に高い収益率を維持しながら安定的な事業として定着した。こうしたなか、M社は、新事業としてのホテル事業への関与を益々強めることになった。

結論—産業構造の転換—

パチンコ産業では、1950年代において、射倖性の制限を名目にした規制による環境変化が、ホールやメーカーのその後の発展に関わる重要な問題を提起することになった。連発式禁止令がこの産業に及ぼした影響を、次期の産業動向に関連付けながら、まとめることにしよう。

1955年の連発式禁止は、ホール数の激減をもたらし、メーカーの競争構造を、有力メーカーの経営を直撃するかたちで変化させた。一方で、規制の1要因であった買人・暴力団問題は、機械規制だけでは一時的な効果に止まり、未解決のまま1960年代に持ち越された。パチンコ産業の長期的な発展の上で、違法であった換金をどう解決するかが課題となった。連発式禁止のようなかたちでの規制の再現は、まさに換金とそれにまつわる暴力団問題に業界がどのように対応するかに依存することになった。この解決の兆しは、ホール事業者に不正な事業についての認識が深まり、景品買い業者をホールとは別に取り込むような、景品売買の組織化が進展した1960年代まで待たなければならなかった。やがて、暴力団との関連を断ち切って換金の利益を産業内に取り込むことにより、ホールの出玉率を上げながら収益を確保できる道を切り開いた。

他方で、連発式禁止は、ホール事業を廃業に追い込むというマイナスの影響だけを与えたわけではなかった。正村ゲージは、機械がもっていた偶然性を、収益の確保できるものに転換したが、連発式がそのノウハウの蓄積を無効にした可能性が高かったからである。機械体系が単発式に変わったことによって、安定的な収益を確保できたホールが存在した。釘調整が重要であったことは変わらないが、まさにこうした釘調整などの経営ノウハウの蓄積がみ

られ、1ホールあたりの台数の増加、即ちホールの規模の拡大によって、収益の安定的な上昇が期待できた。実際に、1960年代は、パチンコ産業史の中で、ホール規模の拡大がもつとも著しかった時期である。しかも、経営ノウハウの蓄積は、1950年代の初めのような新規参入の増加を事実上困難にする、障壁の存在を意味する。こうした展開が、本稿が分析した時期に準備された。

先述したように、規制は、メーカーの競争構造を大きく変えた。全国市場をもつ有力メーカーを、地方メーカーに突き落とすだけに留まらず、激しい季節性という条件をメーカーの経営に付与した。この時期、1970年には有力企業として業界に君臨することになる西陣商会と平和商会の台頭が著しい。2社は、正村ゲージが業界のデファクトデザインとして定着したなかで、ヤクモノという要素を武器に人気商品を開発し、業界トップに踊り出た。射倅性の低下により「飽きられる」から、マイナーでもモデルチェンジをして客の関心を惹き付ける必要が生じた。そのような市場の変化に対して、M社は、人気機種を打ち出すことができなかつた。このように、連発式禁止令という規制によって作り出された機械体系の変化と機械の許可制の導入は、その後の産業発展において、流行の創造とそれへの対応が求められるパチンコ機械の開発に、規制をどのように織り込んでいくかという課題を残した。1店舗当りの設置台数が拡大する1960年代以降は、季節性という経営上の困難を内包しながら、定期的に行われる入替市場において、安定的な取引先を確保すれば、機械メーカーとしての成長が可能ではなかつた。一方で、連発式禁止がもたらした価格低下と技術的な後退は、模造品の続出と物品税問題を浮き彫りにし、これらによる市場の不安定への対応を提起することになった⁶⁹。正村ゲージがそうであったように、産業発展を促した模倣が、厳しい規制の下では、開発を指向するメーカーが十分な利益を確保することを困難にしたからである。こうして、射倅性の低下を余儀なくされて、娯楽性の要素を高めた新規機種を提供できるメーカーの経営の安定化が、長期的な産業発展の次なる課題となったのである。

本稿で明らかにしたように、蘇生期の1950年代初頭にみられたホール事業の不安定さは、「産業化」のために最初に乗り越えるべき困難であった。それは皮肉にも、規制という外性要因によって射倅性を抑制されるなかで実現した。こうしてパチンコ産業は、規制がもたらした射倅性の抑制と1人当たりの限界投資額の低下の下で、産業化への第一歩を踏み出したのである。1950年代のホールにおける安定的な事業化の道の発見を前提に、いよいよメーカーにおける熾烈な戦いが始まる。

¹ パチンコ産業の時代区分については、拙稿「パチンコ産業における特許プールの成立」(『経済学論集』東京大学経済学会、第71巻第3号[2005年10月])の「はじめに」を参照。

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

² 例えば、『全遊連（協）25年史』全国遊技業組合連合会（以下全遊連と略称）、1978年、70-71頁（年表）、148-165頁（「業界25年を語る座談会 隆盛時代から連発式禁止前後」）、日本長期信用銀行調査部副長の竹内宏「パチンコ商法の秘密」『中央公論』1970年3月。

³ M社については、創業者の伝記、鈴木笑子『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』晩声社、2001年がある。同書は、内部資料や現経営陣の家族、その他関係者の証言に基づいており、本稿もこれに負うところが大きい。

⁴ 「…（筆者による中略）パチンコ機変遷の殿として、業界にその黄金時代を誇る元祖…正村式遊技機を挙げる。」『パチンコ百科事典』日本遊技新聞社編纂、1953年、40頁。

⁵ 『帝国銀行会社要録』（帝国興信所、1955年11月発行）によると、「パチンコ機製造販売」を事業目的としているM社の従業員数は400人であり、メーカーのなかで最大規模である。そして、年商は、最高の奥村産業に次ぐ4億8千万円である。

⁶ 正村ゲージと差別化する試みが数多くあった。例えば、「業界の決定版である正村式のゲージ板の打開は、ある意味での業界の新生面開拓と見られ、各メーカーともこれが対策に腐心しつつあるが、名古屋の株式会社大山商店では業界の新基軸をとすべく去る8月9日中部日本紙上にこれが懸賞募集広告を出した」（「ゲージ板の打開に大山商店の新製品」『遊技通信』1951年10月25日付）が、正村ゲージは客の人気に支えられて選択され続けた。詳しくは、前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』を参照。

⁷ 同段落の機械に関する説明は、日本遊技機工業組合提供の「遊技機の変遷と法的規制」、前掲『パチンコ百科事典』、17-40頁に基づいている。

⁸ 「当時の小物では入った玉もボタンボタンと云う程度の出方で有様」であったが、オール物は「10個の玉がザーと流れるように出てき直ぐ又、次の球が出てくると言う機械化されたものは業界の一大発明」であり、これによって「業界は長足の発展を見る」と評価された（「パチンコ隆盛期（1）（2）」『遊技通信』1952年10月5日、15日付）。

⁹ この機能を支える機構の改良は、長期的な産業発展のために不可欠な要素であった。玉の価格が1972年3円、78年4円へと著しい値上がらないなかで、売上高に影響する発射玉と客を満足させる入賞玉の増加は、このような補給機構の発展を必要とした。最初は台と台の間に作られた狭い空間に人が貼り付いて、手動で補給していた。1960年代から機械内部の補給措置に代わり、その後次第に補給機構として機械から独立するようになった。

¹⁰ 正村ゲージの正村機械の人気は、1952年から問題になったニセモノ事件からも明らかである（「ベニヤ一枚にも苦心」『遊技通信』1952年10月5日付）。例えば1953年には「名古屋の駅裏や、神戸、宮崎辺りの正村でなければ客のつかない地方へゆくと、堂々と一枚×百円という値がつけられて（ネームプレートが一筆者）取引されている」（「偽物横行に断乎 鉄槌を揮ふ」『遊技通信』1953年1月15日付）と報じられ、M社は対策として各営業所で直接購入するよう呼びかけた。

¹¹ 「新規開業制限せず 警視庁保安部保安係警部 鈴木吉助」『遊技通信』1951年10月5日付。

¹² この大規模化は特に東京都で見られた傾向であった（同上）。

¹³ 『朝日年鑑』1953年、255頁。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』。ただし、このうち、1店に関する資料は1951年の会社設立以降では確認できず、後で分析する4店舗のみであった。

¹⁶ 「1953年8月～54年7月決算報告書」より。

¹⁷ 前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』、178-190頁。また「M社では各地でこの釘の講習会を開いている。」と報じられている（「経営研究」『遊技通信』1952年2月15日付）。

¹⁸ 確認できる資料によると1953年の貸出は4件であったが、400万円から850万円までの規模の開業資金であった（「1953年8月～54年7月決算報告書」より）。用途が開業資金であったことは、創業者の次女の証言による（2005年1月18日調査）。

¹⁹ 前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』。

²⁰ 下請工場の成立過程については、前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』、174-178頁、214-220頁を参照。

- ²¹ 「ベニヤ一枚にも苦心」(『遊技通信』1952年10月5日付)。
- ²² 循環式 8,000 円、機関銃式 7,500 円、単発連チャン式 7,000 円であった(『パチンコ百科事典』日本遊技新聞社編纂、1953年、316-317頁)。
- ²³ 『東京都遊連(協)30年史』1981年、340頁。
- ²⁴ 「全国営業許可軒数推移表(警察庁調)」(「全遊連九州地区協議会第6回総会経過報告」『全遊協(連)資料昭和篇I』全遊連、1989年に採録)より。
- ²⁵ 『国民生活白書』経済企画庁編、1957年、114頁。前述の専売公社の推計と対比すると、1952-54年に規模は三倍に増加している。
- ²⁶ 『昭和30年工業統計表 品目編』通産産業大臣官房調査統計部編 1958年4月、238-239頁。1954年は、国税庁によると、業者数は前年より減っているが、パチンコ台数は増え、売上高も増大しているという(『朝日年鑑』1955年、526頁)。
- ²⁷ 確かに、名古屋市では1952年6月から1年間、店舗数減少と平均規模の拡大がみられ(名古屋市警察調べ)、小規模ホールが淘汰されたという(「名古屋とパチンコ」『中央公論』1952年11月)。しかし、1951年1月から52年3月まで、開業646、廃業756で、50年末649から539になった(同調べ)のだから、まず不安定な理由について考えるべきであろう。
- ²⁸ 同年10月から2ヶ月間無許可風俗営業の一斉取締りが実施されたから(『昭和27年警察庁事務年鑑』166-167頁)、その影響を差し引いて考える必要はあるが、廃業数の多さをそれだけでは説明できないだろう。なお、5,126軒は、5,182軒の間違い(4,019[全年ホール数]+3,075+988+269[他遊技業からパチンコに種別変更]+56[構造変更]-3,225=5,182)と思われる。ちなみに、1951年末現在パチンコホールは、4,019となっており、前年年鑑の4,200との誤差が大きい、調査した月が異なるためと思われる。詳細は不明である。
- ²⁹ 前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』、202-206頁。
- ³⁰ 一般的にホールがコントロール可能な要素として、客が借りた玉に対して還元した玉の割合である、出玉率が基準になる。M社の資料は、景品の売上高が残っている、客の投資額(売上高)に対する還元された景品額として、「還元率」を使用し、その表裏関係である出玉率の代理変数とする。従って、「収益率が高い=還元率が低い=出玉率が低い」ということになる。
- ³¹ 本稿ではプロットに影響する主要な要因を、釘の「締め」と「開け」として考えている。収益の結果に影響する客の台の選択による変化などは捨象している。しかし、毎日の「締め」と「開け」は過去の収益に基づいて選択されるため、客の台の選択はホールの意図した釘調整に織り込まれていることになる。釘の調整をそうした過程として動的に捉えることによって、1ホール全体の収益性をコントロールできるとみなせる。そして、そのコントロールが可能になっていくことを経営ノウハウの蓄積として考えている。
- ³² 前述したように、釘調整において、客の技術向上と他ホールとの競争要因は重要であるから、収益率のばらつきは、それらの要因の結果かもしれない。その意味で収益率だけでは、限界をもつ指標であるといわざるを得ない。しかし、本稿では、釘調整をプロセスとして考えているから、それらの諸要素が考慮された結果として捉えることができる。
- ³³ 「各地で起こる不当入場税と斗ふ業界」『遊技通信』1953年1月25日付。
- ³⁴ 「遊技場の外形課税に就いて 自治柴田課長と本社伊藤主幹との対談」『遊技通信』1953年2月25日付。
- ³⁵ 「全国遊技場組合連合会 第2回大勢拡大委員会議事録」(前掲全遊連『全遊協(連)資料昭和篇I』に採録)。
- ³⁶ 前掲全遊連『全遊連(協)25年史』127頁。なお、このように遊技に関する諸規定が各都道府県の条例に定められたことを考えれば、地域ごとに異なる規制のあり方に即した分析が必要であろう。実際に、入場税の課税率も地域によって格差があり、九州の飯塚・宇部などでは射倖性の高い機関銃式機械が禁止されることもあった(「機関銃号等の問題近く解決か?」『遊技通信』1953年9月5日付)。この事例は、1955年禁止令が施行される以前において規制の影響があったことを示唆し、機械の規制だけではホール数の激減を説明できないとする本稿に対して、反証になる。しかし、この機関銃式機械の制限は地域的には限定されていたし、全国的な激減を説明するのは無理であろう。また、禁止令

1950年代におけるパチンコ産業発展の胎動

を前後にした1954年10月から55年6月にかけて、月別のホール数の様子をみると、地域別でみてもその減少の動向はほぼ同じであった（「単発式パチンコ機械制限基準監視緩和法嘆願の要旨1955年5月13日」前掲全遊連『全遊協（連）資料昭和篇Ⅰ』に採録）。このように本稿は、都道府県別に異なった規制のあり方を織り込んだかたちで、全国に及ぼした影響と共通する変化に注目していることを強調しておきたい。

³⁷ 警視庁『昭和25年警視庁事務年鑑』。

³⁸ 警視庁『昭和26年警視庁事務年鑑』、171-172頁。

³⁹ 前掲「新規開業制限せず 警視庁保安部保安係警部 鈴木吉助」。

⁴⁰ 技術的な説明は割愛するが、連続打が容易で、射倖心をそそるとされる1分に130発以上発射する機械が想定されている（「パチンコ取締り措置再検討に関する請願書」前掲全遊連『全遊協（連）資料昭和篇Ⅰ』に採録）。

⁴¹ 同上請願書。実施は1955年4月（愛知県など、地域によっては5月）。

⁴² 同上請願書。

⁴³ 「連発式禁止の波紋」『月刊遊機』1954年12月

⁴⁴ 『昭和26年 警視庁事務年鑑』警視庁総監室企画課編、1953年。なお、業界新聞では1953年6月から煙草の買取り屋が問題として登場するようになった（「煙草の買取り屋」『遊技通信』1953年6月15日付）。

⁴⁵ 「風俗営業取締法」の1954年4月改正では、「第6章営業行為の基準 第23条」に「現金又は有価証券などを商品として提供しないこと」が禁止事項として明文化した。そして現在の法律（1985年「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」として改正）では、営業者による景品の買い取りは「禁止行為」として違法となっている。

⁴⁶ 「昭和29年全国遊技場組合連合会 第2回幹部会議議事録」（前掲全遊連『全遊協（連）資料昭和篇Ⅰ』に採録）。この会議では、このような取締りの背景について、パチンコに対する世論が厳しくなったことが強調された。大阪府では、民生常務委員協議会から弊害説を内容とした陳情書が関係官庁に提出されたとされ、こうした世論はパチンコホールと買人や暴力団関係に関連していると思われる。

⁴⁷ 同上議事録。また、1954年11月30日には、東京警察によって無許可営業及び買人使用の罪で、17名が35日から15日の営業停止の処分を受けた。

⁴⁸ 以下の武井事件については、警視庁『昭和32年警視庁事務年鑑』による。

⁴⁹ 「景品買いが暴力団の資金源となっていたのは明らか」（前掲全遊連『全遊連（協）25年史』、70頁〔年表〕）であった。

⁵⁰ 前掲全遊連「昭和29年全国遊技場組合連合会 第2回幹部会議議事録」には、川崎では買人対策として失業者中心の会を作って買取を試みたことが報告されている。その他の地域でも、栃木県（未亡人）、佐賀県（組合）など、「合法的」な第3の団体による買取が検討された。

⁵¹ 「新春の禁止運動をきる」『月刊遊機』1955年新春特別号。

⁵² 遊技機製造工業組合の顧問弁護士の発言（「業界はこれでよいのか」『月刊遊機』1955年4月号）。

⁵³ 前掲東京都遊連『東京都遊連（協）30年史』338、340頁。

⁵⁴ 「単発式で減ったパイ人達」『月刊遊機』1955年5月号。

⁵⁵ 前掲書『東京都遊連（協）30年史』342-343頁。

⁵⁶ 警視庁『昭和32年 警視庁事務年鑑』。

⁵⁷ 「改造屋という名の新商売」『月刊遊機』1955年4月号。

⁵⁸ 「全遊連東北地区協議会 決議1953年5月13日」（前掲全遊連『全遊協（連）資料昭和篇Ⅰ』に採録）

⁵⁹ 「1954年8月～55年7月決算報告書」の賃借対照表、損益計算書より。

⁶⁰ 1953年8月から56年までの得意先元帳統計より。

⁶¹ 連発式禁止後の影響について全遊協副理事長は、「生き残った（ホールー筆者）というのは、結局、営業努力もさることながら、立地条件のいいところがどうやらずなっていくたというのが全国共通の現象だろうと思います。」（「業界25年を語る座談会 低迷時代から復興へ」前掲全遊連『全遊連（協）

25年史』、169頁)と回顧している。

⁶² 「1953年8月～54年7月決算報告書」より。

⁶³ この間の所得上昇が1人当たりの投資額の増大に影響した可能性を否定しない。詳しい分析は今後の課題であるが、本稿では、投資額の規模とホール側の経営ノウハウの蓄積両方を説明できる要因として、機械体系の変化に注目している。

⁶⁴ 「単発式で減ったパイ人達」『日本遊機』1955年5月号。

⁶⁵ 前掲全遊連『全遊連(協)25年史』、72頁〔年表〕。同時代的にも「小康を得るにいたった」という評価もあった(「昭和31年度全国遊技場組合連合会定時総会 議事録」前掲全遊連『全遊協(連)資料昭和篇I』2採録)。

⁶⁶ 前掲鈴木『天の釘現代パチンコをつくった男正村竹一』、277-281頁。下請け関係の解散であり、2工場はその後にも業界に残ることになった。

⁶⁷ M社は、1951年に設立した旧会社から遊技機械の販売や遊技場の経営など主要な事業を引き継ぐかたちで、新会社を設立した。この組織替えは、1952年に始まった税務関係の査察のため事業の決算ができないためであった。本稿では、企業全体としての経営ではなく、1ホールが事業として安定する過程に注目しているため、新会社設立の過程における財務処理、それによる新会社経営における影響など、詳細な説明は割愛する。なお、本稿で取り上げている、4店舗は、毎日の売上を「統計書」のかたちで残しており、新会社設立などの制度的な変化による影響はないと判断し、連続的に分析した。

⁶⁸ ホール別の統計書によると、1956年7月に本店の売上高が急増しているが、店舗拡大による台数変更があったように思われる。本店と思われる『改造申請書』(1962年6月)によると、1956年7月6日付で営業許可となっている。統計書では、一貫して「本店」という表記になっているため、ここでは連続して考えたが、松原店の閉店とほぼ同時期であるから、2店舗を統合、再編(移転を含む)した可能性が高い。そうだとすると、連発式禁止令を前後にした正村のホールの再編は、4店舗から2店舗になったこの時点で完成したとみることもできる。本稿では、再編以前における本店の収益の改善に注目しているため、4から3店舗(事業再編とする)、そして3から2店舗(店舗再編とする)の過程を重視している。本店のその後の売上高の伸びから推測すると、新しい店のかたちでの再編がその後の回復に無視できない影響を与えただろうが、収益性の面で押切店・本店が、他の2店とは異なって事業再編以前に短期間で回復の基調にあったことは、再度強調しておきたい。

⁶⁹ こうした視点から、前掲拙稿「パチンコ産業における特許プールの成立」では、1960年代のパチンコ産業を分析した。